

部品への使用制限及び報告義務のある物質

Restricted and reportable substances for parts

主 管 : 車両審査実験第二部

材 料 開 発 第 一 課

材 料 開 発 第 二 課

制 定 : 2006年9月22日

最終改 : 2016年7月1日

1 制定の目的

この規格は、法規、自主規制などに対応し、かつ将来の規制への適合を容易にするため、対象物質とその取り扱いを明確にすることを目的とする。

2 適用範囲

部品及び材料に関して、使用制限のある物質、及び報告義務のある物質とその報告方法について規定する。工場資材及び副資材の中で市場に出ないものには適用しない。

3 用語及び定義

3.1 物質

本規格では、使用禁止(Prohibited, P)、用途により使用禁止(Declarable or prohibited, D/P)、及び報告義務(Declarable, D)のある物質のことを指す。規制物質または環境負荷物質とも呼ばれる。

3.2 GADSL...Global Automotive Declarable Substance List

Global Automotive Stakeholders Group(GASG)を組織化した、自動車業界、自動車部品メーカー(サプライヤ)、化学/プラスチック業界の代表により取り決められた物質リスト。販売時に自動車に残っている材料または部品に存在していると予想される物質をカバーしている。IMDSではこのGADSLの物質が報告対象である。

GADSLの物質リストはウェブサイト(<http://www.gadsl.org/>)より入手できる。GADSLは、ウェブサイト上にある最新版(英語)を正とし、常に最新版を参照すること。

3.3 IMDS...International Material Data System

自動車産業界向けのマテリアルデータシステム。IMDSでは、自動車の製造に使用された全材料がデータとして管理されている。

IMDSの情報はウェブサイト(<http://www.mdssystem.com/>)より入手できる。

4 対象物質

対象物質はGADSLによる。

GADSLの物質の中で、当社にて使用禁止(P)、用途により使用禁止(D/P)、及び報告義務(D)のある物質は、4.1 ~ 4.3 による。GADSL記載の分類(Classification)と異なる場合があるので注意すること。

4.1 使用禁止(P)物質

GADSLの物質の中で、使用禁止とする物質を付属書Aの表A.1に”P”にて示す。すべての用途において表中のしきい値を超えて均質材料中に含有してはならない。

4.2 用途により使用禁止(D/P)物質

用途により使用禁止(P)となる物質については、付属書Aの表A.1に用途ごとに”P”または”D”にて示す。使用禁止(P)の場合は、その用途においてしきい値を超えて材料中に含有してはならない。報告義務(D)の場合は、5 物質の報告に従い、その物質及び用途を必ず報告すること。

4.3 報告義務(D)物質

GADSLの物質の中で、上述の使用禁止(P)及び用途により使用禁止(D/P)に該当しないものは、全て報告義務(D)とする。これらの物質がGADSLのしきい値を超えて含有している場合、5 物質の報告に従い報告しなければならない。しきい値はGADSLのしきい値(Threshold)欄に記載されている。特に記載のないものは、均質材料中0.1wt%をしきい値とする。

GADSLは定期的に見直されるため、報告時点における最新版のGADSLの対象物質を報告義務とする。

5 物質の報告

取引先又は製造元は、4 対象物質 の有無に関わらず、部品または材料中の物質の情報を当社へ報告すること。

国内納入部品については、原則としてIMDSを利用し含有物質の報告を行うこと。IMDSによる報告方法及び報告先の詳細については、いすゞIMDS入力ガイドを参照のこと。入力ガイドは、IMDS公式

ホームページのヘルプ欄、各自動車メーカー(OEM)からの情報より入手できる。

(<https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/oem-specific-info>)

上記以外の地域への納入部品の場合、その報告は別途当社からの指示に従うこと。また、報告後に物質の含有状況が変化した場合は、随時報告すること。

6 要求方法

本規格を適用する場合、図面、製品仕様書などに”部品への使用制限及び報告義務のある物質は **ISC-A00-008Y** による”と明記すること。

7 一時的適用免除

本規格にて使用禁止となっている物質の含有が避けられず、かつ法的規制に該当しない場合については、受渡当事者間の協議により、該当部品への一時的使用を認める場合がある。ただし、該当物質の使用をIMDSにて必ず報告すること。

なお、免除はあくまでも使用禁止に対してのものであり、物質の報告を免除するものではない。

8 改正

GADSLが見直された場合は、当社にて変更内容を確認した後、必要に応じて本規格も見直される。

9 疑義・改正の申し立て

- a) この規格の解釈に疑義を生じた場合には、車両審査実験第二部 材料開発第一課または材料開発第二課に問い合わせし、その裁定によるものとする。
- b) この規格の改正を必要とする場合には、開発技術企画部 技術情報グループにその内容と理由を申し立てる。技術情報グループは必要に応じ、関係各部署と協議し、適切な処置を行うものとする。

10 付則

- a) この規格は、2016年9月1日より施行する。
- b) この規格の施行に伴い、次の規格は廃止する。
ISC-A00-008E 部品への使用制限や報告義務のある物質

関連標準： **39-B-20**(社内用) 規制物質等の管理規定

【2016年7月1日改正の要点】

- a) 近年の法規動向に合わせ、下記物質を使用禁止(P)に追加。
Dibutyltin compounds, 樹脂・ゴム, 塗料・シール剤への含有
Diocetyl tin compounds, 織物製品および液室温硬化型成型材キットへの含有
Lead and its compounds, 電気電子部品の一部用途
Benzyl butyl phthalate (BBP) (CAS No. 85-68-7)
Di(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP) (CAS No. 117-81-7)
Dibutylphthalate (DBP) (CAS No. 84-74-2)
Diisobutylphthalate (DiBP) (CAS No. 84-69-5)
- b) GADSL改訂内容に合わせ、下記物質を表A.1 に追加。
Azodyes that can form carcinogenic amines, selected
Monomethyldibromodiphenylmethane (CAS No.99688-47-8)
Monomethyldichlorodiphenylmethane (CAS No.81161-70-8)
Monomethyltetrachlorodiphenylmethane (CAS No.76253-60-6)
Ozone depleting halogenated Hydrocarbons and Carbons
- c) GADSL改訂内容に合わせ、下記物質を表A.1 より削除。
Amines, carcinogenic, which are formed from Azo-dyes, selected
Chloro-fluoro-carbons (CFC) and other Ozone depleting substances, all members
Halon, all members

付属書A（規定） 使用禁止(P)物質，用途により使用禁止(D/P)物質

GADSLの物質のうち，当社にて使用禁止(P)とする物質，及び用途により使用禁止(D/P)とする物質を**表A.1**に示す。GADSLの物質のうち，**表A.1**にないものについては，報告義務(D)とする。

なお，**表A.1**は，本規格改正時点のGADSL（2016 GADSL Version 1.1，発行日：2016年3月14日）物質を基にリストしている。GADSLの分類(P,D)と，いすゞでの分類(P,D)では一部異なるものがある。**表A.1**の物質とGADSL（2016 GADSL Version 1.1）と比較したものについては，**表A.2**に示す。

表A.1 使用禁止(P)物質 及び 用途により使用禁止物質(D/P)

GADSL (2016 Version 1.1)					いすゞ		
	物質	CAS-No.	分類 (参考)	一般的な使用例	用途	しきい値 (指示なければ 0.1%)	使用禁止(P) または報告 義務(D)
7	4-Aminobiphenyl and its salts, all members		P	織物や皮塗料の不純物，潤滑材，ゴム/ラテックス，樹脂の酸化防止剤	全ての用途	0.01%	P
14	Asbestos Fibres, all members		P	磨耗パッド，ガスケット，絶縁体	全ての用途	意図的添加すべて	P
15	Asbestos Minerals		(下記以外はD)	磨耗パッド，ガスケット，絶縁体			(下記以外はD)
	Chrysotile	132207-32-0	P		全ての用途		P
16	Azodyes that can form carcinogenic amines, selected		D/P	織物や革製品の染料	織物や革製品		P
18	Benzene	71-43-2	P	燃料成分，他化学品の原材料/不純物	下記以外の用途	0.01%	P
			D		燃料の添加剤	0.1%	D
19	Benzenamine, N-phenyl-, reaction products with styrene and 2,4,4-trimethylpentene (BNST)	68921-45-9	D/P	ゴム，油脂類の酸化防止剤	下記以外の用途	意図的添加すべて	D
					タイヤ，潤滑油の添加剤		P

22	Benzidine and its salts, all members		P	織物や皮塗料の不純物, 潤滑材, ゴム/ラテックス, 樹脂の酸化防止剤	全ての用途	0.01%	P
26	Biocidal coatings / biocidal additives, selected		D/P	微生物による攻撃の影響を受けやすい樹脂, 繊維, およびその他複合材の殺虫剤および防虫処理 (例えば mobile air conditioning systems など)		意図的添加すべて	(下記以外は D)
	Dimethylfumarate	624-49-7	P		全ての用途		P
27	Bis(chloromethyl) ether (BCME)	542-88-1	P	接着力増加のための加硫ゴム表面処理, 難燃生地 of 製品	全ての用途	意図的添加すべて	P
30	Cadmium and its compounds, all members	7440-43-9	P	金属の表面保護, ポリマーの安定剤, 顔料, 塗料・樹脂中, 電気部品	下記以外の用途	0.01%。意図的添加はいずれも報告しなければならない。	P
			P		電気自動車用バッテリー		P
			D		均質材料中に 0.01wt%以下の含有		D
31	Chlorinated hydrocarbons, selected		(下記以外は D)	溶剤および分散用途。皮, 発泡材, 塗料, ゴム, および接着用途などに関連した不純物を生じさせる製造過程用途			(下記以外は D)
	1,1,1 Trichloroethane	71-55-6	P		全ての用途		P
	Tetrachloromethane (Tetrachlorocarbon)	56-23-5	P		全ての用途		P
32	Chlorinated or brominated Dibenzo-p-dioxins or Dibenzofurans, all members		P	製品中の不純物	全ての用途	10 ppb 以上の含有	P

33	Chlorinated Paraffins, Short & Medium Chain Length (SCCP, MCCP), all members		D/P	難燃性物質		1%	
	Short Chained Chlorinated paraffines (SCCP)		P		全ての用途		P
	Medium Chained Chlorinated paraffines (MCCP)		D		全ての用途		D
34	Chromium(VI)-salts, all members	14977-61-8	P	クロム顔料, クロメート表面処理 (例: クロメートイエロー), 腐食防止剤, 染料・皮なめし剤からの残留物	下記以外の用途	0.1%。意図的添加はいずれも報告しなければならない。	P
			D		モーターキャラバンの吸収冷蔵庫		P
			D		均質材料中に 0.1wt%以下の含有		D
38	Cyclododecane, hexabromo- (HBCD)	25637-99-4	D/P	難燃剤	全ての用途		P
	1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	3194-55-6					
39	Diamino-diphenylmethane (4,4'-Diaminodiphenylmethane)	101-77-9	P	樹脂や接着剤, 染料, 硬化剤, 加速剤の製造過程での途中生成物	全ての用途		P
41	Diorganotin compounds		D/P	樹脂の安定剤		0.1%	(下記以外は D)
	Dibutyltin compounds, all members		D/P		樹脂・ゴム, 塗料・シール剤中に被塗物重量あたり 0.1wt% 以上の含有		P
	Diocetyl tin compounds, all members		D/P		肌に触れる織物製品, 2 液室温硬化型成型材キット (RTV-2 成型材キット)		P
43	Dodecachloropentacyclo 1, 3, 4-Metheno-1H-cyclobuta(cd)pentalene, Mirex	2385-85-5	P	樹脂, ゴム, 塗料, 紙, 電気用品中の難燃剤	全ての用途	意図的添加すべて	P

46	Ethyl-/ Methyl-glycols and their acetates		D/P				D
	2-Methoxyethanol	109-86-4	P		全ての用途	ジエチレングリコールメチルエーテル中に 0.5%, 固形部品中の意図的添加は全て	P
50	Hexachlorobenzene	118-74-1	D, 10ppb 以上	ニトロソ化合物やタイヤ用ゴムの製造過程におけるペプタイザー	全ての用途	10ppb	D
					全ての用途	20ppb 以上の意図的添加	P
51	Hexachloro-1,3-butadiene (HCBD)	87-68-3	P	主にゴム化合物の製造過程における途中生成物として使用。同様に潤滑製品中に使用。	全ての用途	意図的添加すべて	P
55	Hydrobromofluorocarbons; HBFC's, all members		P	冷媒	全ての用途		P
56	Hydrochlorofluorocarbons; HCFC's, all members		P	冷媒	下記以外の用途		P
			D		2001 年 12 月より前に製造されたサービス車両		D
57	Hydrofluorocarbons; HFC's, all members		P	冷媒	下記以外の用途		P
			D		冷媒に関係する全ての車両		D

58	Lead and its compounds, all members	P	金属および合金の成分としての鉛（例：ベアリングメタル，鉄鋼，真鍮，アルミ）鉛化合物（例：鉛含有安定剤，顔料，腐食防止剤など）	下記以外の用途	0.1%。意図的添加はいずれも報告しなければならない。	P
		D		機械加工を目的としたスチール，鉛量 0.35wt%以下		D
		D		バッチ式溶融亜鉛めっき製品，鉛量 0.35wt%以下		P
		D		連続溶融亜鉛めっき鋼板，鉛量 0.35wt%以下		P
		D		鉛量 0.4wt%以下のアルミニウム		D
		D		鉛量 4wt%以下の銅合金		D
		P		ベアリングシェルおよびブッシュの合金成分		P
		D		バッテリー		D
		D		制振ダンパ		P
		P		パワートレイン部品に使用するエラストマーの接着剤，鉛量 0.5wt%以下		P
		P		電子回路基板に電気・電子部品を接続するためのはんだ，電解アルミキャパシター以外のコンポーネントの端子・ピン・電子基板の表面処理 (EU ELV Annex II 8(a))	下記以外	D
					EU ELV 対象車両 ^(※) で，2016 年以降に型式認証を取得するもの	P

		P	電気用途のはんだ (電子回路基板, ガラスに対するはんだ付けを除く) (EU ELV Annex II 8(b))	下記以外 EU ELV 対象車両 ^(※) で, 2011 年以降に型式認証を取得するもの	D P
		P	電解アルミキャパシタの端子の表面処理 (EU ELV Annex II 8(c))	下記以外 EU ELV 対象車両 ^(※) で, 2013 年以降に型式認証を取得するもの	D P
		P	マスエアフローセンサーのガラス上のはんだ (EU ELV Annex II 8(d))	下記以外 EU ELV 対象車両 ^(※) で, 2015 年以降に型式認証を取得するもの	D P
		D	高融点のはんだ (EU ELV Annex II 8(e))		D
		D	コンプライアントピンコネクタシステム, 車両ハーネス接続側 (EU ELV Annex II 8(f)(a))	下記以外 EU ELV 対象車両 ^(※)	D P
		D	コンプライアントピンコネクタシステム, 車両接続側を除く (EU ELV Annex II 8(f)(b))		D

			D	集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の電気結合用に使用されるはんだ (EU ELV Annex II 8(g))		D
			D	パワー半導体アセンブリ (チップサイズが投影面積 1 cm ² 以上, シリコンチップ面積の公称電流密度 1A/mm ² 以上) のヒートシンクにヒートスプレッダーを接着するはんだ (EU ELV Annex II 8(h))	下記以外 EU ELV 対象車両 ^(※) で, 2016 年以降に型式認証を取得するもの	D P
			P	ガラスに対するエレクトロカルグレンジングに使用されるはんだ (薄板状グレンジングにおけるはんだを除く) (EU ELV Annex II 8(i))	下記以外 EU ELV 対象車両 ^(※)	D P

			D	薄板状グレー ジングにおけ るはんだ付け に使用される はんだ (EU ELV Annex II 8(i))	下記以外		D
			EU ELV 対象 車両 ^(※)		P		
			D		D		
			D		D		
			P	AC125V 又は DC250V より低 い定格電圧を もつコンデン サの誘電体セ ラミック材 (EU ELV Annex II 10(c))	下記以外		D
			EU ELV 対象 車両 ^(※) で、 2016 年以降 に型式認証を 取得するもの		P		

			D		超音波ソナーシステムのセンサーの温度補償用コンデンサの誘電体セラミック材 (EU ELV Annex II 10(d))	下記以外 EU ELV 対象車両 ^(※)		D
			D		均質材料中に 0.1wt%以下の含有			P
59	Mercury and its compounds, all members		P	金属水銀, ディスチャージ(HID)ランプ, 電気スイッチ類, インストルメントライト用の蛍光材料, 発火剤などの無機および有機水銀化合物	下記以外の用途		0.1%。意図的添加はいずれも報告しなければならない。	P
			D/P		ディスチャージヘッドランプ	下記以外 EU ELV 対象車両 ^(※) で、2012年7月以降に型式認証を取得するもの		D
			D/P		インストルメントパネル表示盤の蛍光灯	下記以外 EU ELV 対象車両 ^(※) で、2012年7月以降に型式認証を取得するもの		P
			D		均質材料中に 0.1wt%以下の含有			D
62	Monomethyldibromodiphenylmethane	99688-47-8	P	樹脂製造過程における残留物および分解生成物	全ての用途			P

63	Monomethyldichlorodiphenylmethane	81161-70-8	P	樹脂製造過程における残留物および分解生成物	全ての用途		P
64	Monomethyltetrachlorodiphenylmethane	76253-60-6	P	樹脂製造過程における残留物および分解生成物	全ての用途		P
66	2-Naphthylamine and its salts, all members		P	織物や皮塗料の不純物, 潤滑材, ゴム/ラテックス, 樹脂の酸化防止剤	全ての用途	0.01%	P
69	4-Nitrobiphenyl and its salts		P	織物や皮塗料の不純物, 潤滑材, ゴム/ラテックス, 樹脂の酸化防止剤	全ての用途	0.01%	P
71	N-Nitrosamines, selected		D/P	ポリウレタン発泡材, 腐食抑制剤			(下記以外はD)
	N-Nitroso dimethyl amine	62-75-9	P	殺虫剤, ゴムタイヤ, アルキルアミン, 染料などの製品	全ての用途	意図的添加すべて	P
75	Ozone depleting halogenated Hydrocarbons and Carbons, all members		P		全ての用途		P
76	Pentachlorobenzene	608-93-5	P	難燃剤	全ての用途	意図的添加すべて	P
77	Pentachlorophenol (PCP) and its salts, all members		P	木材防腐剤, 皮の処理に使われる塩, ラテックスの安定剤	全ての用途	5ppm	P
79	Perfluorooctane sulfonates C8F17SO2X (X = OH, Metal salt, halide, amide, and other derivatives including polymers) (PFOS), all members		P	表面コーティング, 界面活性剤, 織物保護処理の成分	全ての用途		P

82	Phenol, 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-bis(1,1-dimethylethyl)-	3846-71-7	P	トリム部品などのプラスチック中の UV 安定剤	全ての用途		P
85	Phenol, 2,4,6-tris(1,1-dimethylethyl)-	732-26-3	D	石油化学製品	全ての用途		P
86	Phenylendiamines and its salts, selected		D	染料, 化学媒体, 石油化学			(下記以外は D)
	N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine	27417-40-9	D		全ての用途		P
	N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine	28726-30-9	D		全ての用途		P
	N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine	70290-05-0	D		全ての用途		P
88	Phthalates, selected		D/P	可塑剤			(下記以外は D)
	Benzyl butyl phthalate (BBP)	85-68-7	D/P		全ての用途		2019 年 1 月以降の納入部品より P
	Di(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP)	117-81-7	D/P				
	Dibutylphthalate (DBP)	84-74-2	D/P				
	Diisobutylphthalate (DiBP)	84-69-5	D/P				
90	Polybrominated biphenyls (PBB), all members		P		全ての用途	0.001%	P
91	Polybrominated diphenyl ethers (PBDE), all members		D/P	難燃剤	全ての用途		P
	Decabromodiphenyl ether	1163-19-5	D/P		下記以外 2013 年以降の新規部品, US 向け車両部品全て, 2018 年 1 月以降の納入部品全て		D P
93	Polychlorinated Biphenyls (PCB), all members		P	電気システム中の絶縁流動体, スイッチボードのトランスやコンデンサ, 木材や紙の含浸剤, 柔軟剤として	全ての用途	0.005%	P
94	Polychlorinated Naphthalenes, all members		P	石油化学添加剤	全ての用途		P

95	Polychlorinated Terphenyls (PCT), all members		P	電気システム中の絶縁流動体, スイッチボードのトランスやコンデンサ, 木材や紙の含浸剤, 柔軟剤として	全ての用途	0.001%	P
96	Polycyclic aromatic hydrocarbons (PAH; PCAH) in extender oils and extender oils in tyres, selected		P		伸展油およびタイヤ中の伸展油	Benzo(a)pyrene は 1ppm, PAH 合計で 10ppm	P
96.1	Polycyclic aromatic hydrocarbons (PAH; PCAH) in polymers, selected		D		ポリマー	Benzo(a)pyrene は 20ppm, PAH 合計で 200ppm	D
101	Selenium and its compounds, all members		D/P	光電子装置, ガラス着色剤および脱色剤, 快削鋼, 半導体	全ての用途		(下記以外は D)
	C.I. Pigment Orange 20 (Cadmium sulfoselenide orange)	12656-57-4	P				P
	C.I. Pigment Red 108 Cadmium sulfoselenide red	58339-34-7	P				P
	Cadmium selenide sulfide (Cd(Se,S))	12626-36-7	P				P
	Lead selenide (PbSe)	12069-00-0	P				P
103	Sodium azide	26628-22-8	D	点火装置の混合物	全ての用途		P
106	Sulfur Hexafluoride	2551-62-4	P	車両用途 (例. タイヤ空気入れシステム)	全ての用途		P
108	Tetrachlorobenzene, all members		P		全ての用途	意図的添加すべて	P
109	Methane, tetrafluoro-	75-73-0	P	蓄圧器	全ての用途		P
117	Triorganotin compounds, all members		P	殺虫剤	全ての用途		P
120	Tris-(1-aziridinyl) phosphine oxide	545-55-1	P	難燃剤	全ての用途		P

121	Tris(2,3-dibromopropyl)phosphate [TRIS]	126-72-7	P	難燃剤	全ての用途		P
124	Vinyl chloride	75-01-4	P	ポリマーの残留モノマー	全ての用途	材料中に 5ppm の Vinyl chloride モノマー	P

(※) EU ELV対象車両・・・車両総重量3.5トン以下で、かつEUに上市する車両

表A.2 GADSLとの比較

GADSL (2016 Version 1.1)					いすゞ		
	物質	CAS-No.	分類 (参考)	一般的な使用例	用途	しきい値 (指示なければ 0.1%)	使用禁止(P) または報告義 務(D)
13	Arsenic and its compounds, all members		D/P			0.01% (金属合 金中でなけれ ば, 0.05%).	D
16	Azodyes that can form carcinogenic amines, selected		D/P	織物や革製品の染料	織物や革製品		P
19	Benzenamine, N-phenyl-, reaction products with styrene and 2,4,4-trimethylpentene (BNST)	68921-45-9	D/P	ゴム, 油脂類の酸化防止剤	下記以外の用途	意図的添加す べて	D
					タイヤ, 潤滑油の添加剤		P
26	Biocidal coatings / biocidal additives, selected		D/P	微生物による攻撃の影響を受けやすい樹脂, 繊維, およびその他複合材の殺虫剤および防虫処理 (例えば mobile air conditioning systems など)		意図的添加す べて	(下記以外は D)
	Dimethylfumarate	624-49-7	P		全ての用途		P
34	Chromium(VI)-salts, all members	14977-61-8	D		モーターキャラバンの吸収冷蔵庫		P
35	Cobalt and its compounds, all members		D/P	硬質金属, 亜鉛コバルト溶融めっき, 金属合金成分			D
38	Cyclododecane, hexabromo- (HBCD)	25637-99-4	D/P	難燃剤	全ての用途		P
	1,2,5,6,9,10-Hexabromocyclododecane	3194-55-6					